

霧島永水地区でのゴルフ場開発問題

ゴルフ場建設許可は平成5年に林地開発許可、造成開始されたものの、防災関連工事が進まず、結果として、事業者はゴルフ場計画を進める一方で大型養豚場計画のための環境影響評価を実施し、これを県も是認し手続きを指導するという、県民からみれば誠に理解し難いちぐはぐな状況が生じている。

1. 11月21日、事業者から霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会に対し養豚場は永久に断念し、今後は地域に貢献できる、自然環境に合わせたメガソーラ事業や、別荘地開発事業等に取り組む旨の確約書が提出され、協議会としては、「現地防災施設は鹿児島県、及び霧島市の指導に従い確実に完成させる」などの5項目を要望し事業者もこれを了承したと聞いている。会派としても基本的に歓迎する。

県として、この事実を把握しているか？ どう評価しているか、問う。

2. 県民連合では11月4日、ナンチクを訪問し鹿児島農畜産研究公社が進める大規模養豚場計画へのナンチクとの関係、及び経過について事情を聞いた。その中で同社の資本金は4億9千万円、内、鹿児島県が9000万円であり、山田副知事が非常勤取締りを勤めていること、土地売買予約の契約に当たっての手付金、2億円余は相手の言い値であったこと、土地売買予約の決定は常勤の取締役に構成する常務会で決めたことなどが判明した。県は平成22年7月26日付けでナンチクに対して鎌田社長の国分殖産住宅と平成21年12月28日に契約した土地売買予約が国土利用計画法に違反しているとの指導を行っている。

この事実を知ったのは何時の時点で、どのような方法に拠ってかを問う。

3. 副知事は会社法上の責任を負う非常勤の取締役であり、また、県はナンチクの主要な出資者である。県は土地売買予約をした時点でこれを是認したのか？
4. 9月議会・桃木野議員の一般質問に対して「将来に亘る両社の信頼関係を強固な物にすると共に円滑な事業展開に資する為に売買予約契約を締結した」との答弁があった。一方鎌田社長は霧島市議会で「ナンチクさんとは当初から技術面、資金面から協力を頂く形で進めている」と答えている。とすれば、結果として県は大規模養豚場計画についてのナンチクの方針を是認し、これを後押ししたことになる。

地元の強い反対と周辺環境の面から、もっと早い段階で計画からの撤退を政策判断し、ナンチクに意見反映すべきでなかったのか、見解を問う。

5. 土地売買予約の解約に伴う違約金の取扱いは契約上どのようになっているのか、ナンチクに損害は発生しないのか、民々の契約とは言え、ナンチクは県民の税金が投入されており、明らかにすべきである。見解を問う。
6. 事業者は平成26年11月までに調整池の防災工事を完成するとしており、県としては工程表どおりの着実な実施指導が必要であるが、その対応を問う。

稲原企画部長：

1. 霧島永水の養豚場計画断念に対する県の評価について：事業者が計画を中止し今後はメガソーラ等の事業に取り組む意向があることは承知している。今回の決定は、本件開発事業をめぐる諸般の事情を考慮し、事業者自らが判断したものと認識している。
2. 国土利用計画法違反について：ナンチクと国分殖産住宅との土地取引については平成22年6月に霧島市から情報提供が行われ、その後県において不動産登記簿謄本の調査やナンチクへの照会を行った結果、その事実を確認した。

中西農政部長：

3. 養豚場建設予定地の売買予約契約について：ナンチクで常務会の責任に於いて実施されたと聞いており、県としてはこのことについて意見を述べたことは無い。
4. 養豚場建設計画についてはナンチクの経営陣が会社の経営方針の下、(株)鹿児島農畜産研究公社

に対し、肉豚集荷のための畜舎設計等に係る技術的支援などを行うこととしており、公社が環境影響評価などの法手続きを実施している段階においては、県としてナンチクに対し、意見を述べる状況には無かった。

5. 土地売買予約契約においては一般的な解約に関する内容も含まれている。解約に伴う取扱いについては、今後両社で協議されると聞いている。

新川環境林務部長：

6. 調整池の防災工事の完成指導について：事業者は平成24年5月に提出した施工計画に基づき現在、調整池の擁壁工事を行っている。県としては今後とも施工計画に基づき工事が実施されるよう、強く指導して行く。

青木：霧島永水地区への大型養豚場計画の中止に関連し、ゴルフ場建設計画について防災施設の完全な履行を求める意見、また林地開発許可の取消しを求める声がある。県は大型養豚場建設計画の有無に関わらず、防災施設は完成まで引続き指導は行う、また林地開発許可を取消した場合は原状復旧が原則と考えるが、このような理解で良いか？

さらにゴルフ場建設計画を事業者が取下げた場合、防災施設の履行はどうなるのか？

新川環境林務部長：調整池の指導等について、県として、調整池は防災上、極めて重要であることから、先の答弁どおり、今後とも施工計画に基づき工事が実施されるよう、強く指導して行く。

青木：林地開発許可を取消した場合は原状復旧が原則となるのか、ゴルフ場建設申請そのものを事業者が取下げた場合、防災施設の履行は施工計画に基づいて実施されるのか？

新川環境林務部長：許可の取消については仮定の話であるので答弁は控える。開発行為の取下げがあった場合、森林法施工細則で開発行為を取下げる場合、行おうとした場合、森林の機能回復、防災施設の設置等必要な設置を講じた後、知事に届けることになっている。取下げ（廃止届け）は防災施設の設置等必要な設置の実施を確認した後でなければ受理出来ない。従って県としては先の答弁どおり、施工計画に基づき工事が実施されるよう指導して行く。

青木：平成24年11月21日付けで霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会と(株)鎌田建設、及び(株)鹿児島農畜産研究公社との間で締結された確約書に於いて、地域住民を初め周辺の方々の運動は実を結んだと考える。このような結論を導くに当たって、それぞれの立場でご尽力された方々のご努力に心から敬意を表す。同じく11月21日に確認された連絡協議会と事業者との間での要望書が存在する。その内容は

- ① 地域住民に喜ばれる施設を作る。
- ② 地域住民に迷惑を及ぼす施設は作らない。
- ③ 地域住民に対する丁寧な説明を行い、地域自治会、地域自治公民館の同意を得る。
- ④ 現地防災施設は鹿児島県、及び霧島市の指導に従い確実に完成させる。
- ⑤ 現地防災施設の維持管理についても鹿児島県、及び霧島市の指導に従い確実に実行する。

となっている。この約束を守ることを前提に住民側は新しい施設の建設に協力するなっている。この約束の最も重要な点は④と⑤である。県も霧島市もこれらの約束がきちんと守られるようにしっかりと見守り、指導して行くことを強く求める。